

○運転免許取得者等教育実施要領の制定について

〔 令和 4 年 5 月 1 3 日 〕  
〔 例規甲（免試）第 1 5 号 〕

別添

運転免許取得者等教育実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 3 2 の 2 第 1 項及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成 1 2 年 国家公安委員会規則第 4 号。以下「認定教育規則」という。）に基づき、公安委員会 が認定した運転免許取得者等教育（以下「取得者等教育」という。）の実施について、 山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」 という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 運転免許取得者等教育指導員の資格要件

1 運転免許取得者等教育指導員（以下「取得者等教育指導員」という。）として従 事する者の資格要件は、認定教育規則に定めるもののほか、運転適性指導（法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため次の職を解任され、当該解任の日から起算して 2 年を経過して いない者であるものとする。

- (1) 運転適性指導員（法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導員を いう。）
- (2) 運転習熟指導員（法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する運転習熟指導員を いう。）
- (3) 停止処分者講習指導員（停止処分者講習（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規 定により公安委員会が行う講習をいう。）に従事する者をいう。）
- (4) 高齢者講習指導員（高齢者講習（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号の規定によ り公安委員会が行う講習をいう。）に従事する者をいう。）
- (5) 違反者講習指導員（違反者講習（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 3 号の規定によ り公安委員会が行う講習をいう。）に従事する者をいう。）

2 取得者等教育を実施する者（以下「取得者等教育実施者」という。）は、取得者 等教育指導員として従事させる者の資格要件を充足することを明らかにした書面を 運転免許取得者等教育指導員名簿（細則別記様式第 3 8）に添付し、交通部運転免 許課（以下「運転免許課」という。）を經由して山梨県公安委員会（以下「公安委 員会」という。）に提出するものとする。

3 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、2 の書面の提出を受

けたときは、運転免許取得者等教育指導員確認名簿（第1号様式）に登載するものとする。

- 4 取得者等教育実施者は、取得者等教育指導員が資格要件を欠いた場合には運転免許取得者等教育指導員資格喪失届出書（第2号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。

### 第3 取得者等教育の対象者

取得者等教育の対象者は、原則として県内に居住している者とする。

### 第4 取得者等教育の受講期間

認定教育規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程（以下「特定教育」という。）の受講期間は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6第3号及び第37条の6の2第2号の規定により、運転免許証の更新の申請をする日前6月以内とする。

### 第5 教育時間、教育内容等

- 1 認定教育規則第1条各号に掲げる各課程の教育時間は次の表のとおりとする。

第1号に掲げる課程	2時間以上
第2号に掲げる課程	2時間以上
第3号に掲げる課程	2時間以上（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者に対する課程にあっては、1時間以上）
第4号に掲げる課程	2時間以上
第5号に掲げる課程	2時間以上
第6号に掲げる課程	2時間以上
第7号に掲げる課程	2時間以上
第8号に掲げる課程	2時間以上

- 2 座学及び実車による診断と指導（以下「実車指導」という。）をそれぞれ行うほか、運転適性検査器材その他必要な教材の使用による診断と指導（以下「運転適性指導」という。）を各課程の教育計画書に応じて行うものとする。

### 第6 教育計画の策定等

- 1 取得者等教育実施者は、あらかじめ年間計画を策定し、教育体制を確保するなど計画的な取得者等教育の実施に努めるものとする。
- 2 取得者等教育実施者は、年間実施計画を細則第33条第1項に定める別記様式第

40により、運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。

## 第7 申込み時の留意事項

申込みの受付に当たっては、次の事項に留意して受理するものとする。

- (1) 運転免許証による人定、取得免許等の確認
- (2) 運転頻度、実車指導の希望車種、健康状態、運転の意志等の確認
- (3) 身体障害者等が車両の持込みを希望する場合における、車両点検及び保険契約の確認
- (4) 特定教育該当者の運転免許証の更新期間満了日による受講期間の確認

## 第8 取得者等教育の実施上の留意事項

- 1 座学教育は、それぞれの課程に応じ、必要な資料等を呈示して行うほか、身近な事件事例等を素材とし、発表する機会を与えるなど参加型の教育を行うものとする。
- 2 適性検査は動体視力検査器、夜間視力検査器等の運転適性検査器材を使用し、必要な個別指導を行うものとする。
- 3 取得者等教育用車両は、取得者等教育実施者が準備する車両を使用することを原則とするが、身体障害者及びやむを得ない事情がある者が、日常使用している車両の持込みを希望する場合は、車両の持込みを認めるものとする。ただし、保険の確認及び車両点検を行うものとする。
- 4 降雪等の悪天候により、コースでの実車指導が困難な場合は代替措置として、運転シミュレーターを使用できるものとするが、あらかじめ降雪等により実車指導が困難な場合は実施日を変更して実施することを原則とする。
- 5 取得者等教育用車両には、教育中である旨を標示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。
- 6 受講者は、身体的機能に個人差がみられたり、ペーパードライバーである者もいることから、教育中の各種事故防止に万全を期すよう特段の配慮をするものとする。
- 7 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車による実車指導を行う場合は、受講者にヘルメット、長袖服、長ズボン、運動靴及び手袋を着用させるものとする。
- 8 受講者の緊張をほぐし事故を防止するため、実車指導の前に学級単位又はグループ単位で手足の柔軟体操等の準備運動を行うものとする。

## 第9 運転免許取得者等教育終了証明書の交付

- 1 取得者等教育実施者は、認定教育規則第8条に基づく運転免許取得者等教育終了証明書（以下「終了証明書」という。）を交付した場合は、特定教育記録簿（細別記様式第41）により交付状況を明らかにするとともに、終了証明書の写しを作成し、保管するものとする。
- 2 終了証明書番号は、取得者等教育実施者ごとに歴年の一連番号とする。

- 3 終了証明書に使用する押出しスタンプは、次のとおりとする。
  - (1) 印影の大きさはおおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とする。
  - (2) 形状は楕円形又は長方形とする。
  - (3) スタンプの文字は丸ゴシック体とする。
- 4 取得者等教育実施者は、受講者に終了証明書を交付する際に、運転免許更新申請又は、法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者若しくは同項第5号に規定する特定取消処分者で免許申請（以下「更新等申請」という。）時に終了証明書を持参すべき旨を教示するものとする。

#### 第10 実施結果報告等

- 1 取得者等教育実施者は、終了証明書を交付した場合には特定教育記録簿の写しを運転免許課へファックスにより速やかに送付した上、運転免許取得者等教育実施結果報告書（第3号様式。以下「結果報告書」という。）を添えて運転免許課を經由して公安委員会に報告するものとする。
- 2 取得者等教育実施者は、高齢者講習同等課程（認定教育規則第1条第3号）を実施した時は、1のほか、高齢者講習同等課程実施結果報告（第4号様式）をファックスにより運転免許課を經由して公安委員会に報告するものとする。
- 3 運転免許課長は、終了証明書を交付された者が更新等申請手続の際に終了証明書を提出しない場合等に備え、結果報告書を取得者等教育実施者別に保管するものとする。

#### 第11 終了証明書交付後の更新等申請手続

- 1 受講者の更新等申請手続場所  
受講済みの更新等申請手続対象者が更新等申請手続を行う場所は、運転免許課とする。
- 2 更新等申請受理時における受講の確認
  - (1) 更新等申請受理時における受講確認は、終了証明書により行うものとする。
  - (2) 更新等申請者が、免許窓口で終了証明書を紛失等により持参できない旨を申告した場合は、運転免許課に保管する結果報告書又は必要によりその者が受講した取得者等教育実施者に直接照会し、受講の有無を確認するものとする。

#### 第12 取得者等教育の記録

- 1 取得者等教育実施者は、取得者等教育（特定教育を除く。）を実施した際は、運転免許取得者等教育記録簿（第5号様式）を作成し、保管するものとする。
- 2 取得者等教育実施者は、特定教育を実施した際は、特定教育記録簿を作成し、保管するものとする。

#### 第13 取得者等教育実施中の事故報告

取得者等教育実施者は、取得者等教育実施中に各種の人の死傷が伴う事故、規模の

大きい物の損壊その他特異な事案が発生した場合は運転免許課長に速報するものとする。

#### 第14 指導及び監督

運転免許課長は、取得者等教育実施者が取得者等教育を適切かつ確実にを行うよう指導し、及び監督するとともに、必要な報告を求め、教育器材、教育内容等について教育の充実と均衡を図るため指導及び助言を行うものとする。

#### 第15 書類及び備付簿冊の保存期間等

1 運転免許課に保管すべきもの及び保存期間は、次の表のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
運転免許取得者等教育指導員名簿（細則別記様式第38）	1年
運転免許取得者等教育指導員確認名簿（第1号様式）	30年
運転免許取得者等教育指導員資格喪失届出書（第2号様式）	1年
運転免許取得者等教育実施結果報告書（第3号様式）	1年

2 取得者等教育実施者が保管すべきもの及び保存期間は、次の表のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
運転免許取得者等教育指導員名簿（細則別記様式第38）の写し	資格を喪失するまで
運転免許取得者等教育終了証明書（認定教育規則別記様式第1号及び第2号）の写し	1年
運転免許取得者等教育記録簿（第5号様式）	1年
特定教育記録簿（細則別記様式第41）	1年



第2号様式

運転免許取得者等教育指導員資格喪失届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

取得者等教育実施者

次の者は、運転免許取得者等教育指導員としての資格要件を喪失  
又は教育に従事しなくなったので届出いたします。

記

氏 名		年 月 日生 ( 歳)
資格喪失又は 従事しなくな った事由		
備 考		

備考 従事しなくなった事由は、退職等の具体的理由をいう。

運転免許取得者等教育実施結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

取得者等教育実施者

次の者について、運転免許取得者等教育を実施し、終了証明書を交付したので次のとおり報告する。

記

1 実施月日

月 日 受講者 計 名 指導員 ほか 名

2 受講者

別添「特定教育記録簿」の写しのとおり

3 その他特記事項

第4号様式

高齢者講習同等課程実施結果報告													
①免許証番号													
② 生年月日	大正	昭和	平成	令和	年		月		日				
	2	3	4	5									
③ 性別	男	女											
	1	2											
④ 氏名													
⑤ 講習種類	法定	特定任意	認定										
	0	1	2										
⑥ 教育場所及び終了番号					-								
⑦ 教育年月日	平成	令和	年		月		日						
	4	5											
⑧ 講習分類	実車有	実車免除	実車無	その他									
	A	B	C	D									
⑨ 講習種別	更新	臨時	その他										
	0	1	2										
⑩ 実車指導結果	+												
	-												

記載要領

①免許証番号 免許証記載の免許証番号をそのまま左詰めで記入すること。

⑤講習種類 講習種類欄の該当コードを○で囲むこと。

⑥教育場所及び終了番号 指定自動車教習所のコード及び終了証明書番号を記載すること。

⑧講習分類 講習分類は、実車指導の有無を○で囲むこと。

⑨講習種別 講習種別欄の該当コードを○で囲むこと。

⑩実車指導結果 実車指導を受講した場合「+100」とすること。

観察学習やシミュレーター等で代替した場合「-888」とすること。

実車免除・実車無で実車指導を実施しなかった場合「スペース」とすること。

第5号様式

運 転 免 許 取 得 者 等 教 育 記 録 簿

(第 号課程)

(使用車種： )

年 月 日実施

番号	氏 名	生年月日	実施時間	担当指導員	備 考

備考1 実施時間欄は現に実施した時間を記入すること。

2 教育課程ごとに作成すること。